

PRESS RELEASE

報道資料

セコム株式会社 コーポレート広報部 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前1-5-1 TEL.(03)5775-8210

2025年10月17日

セコム株式会社

セコムグループ持株会の福利厚生を拡充

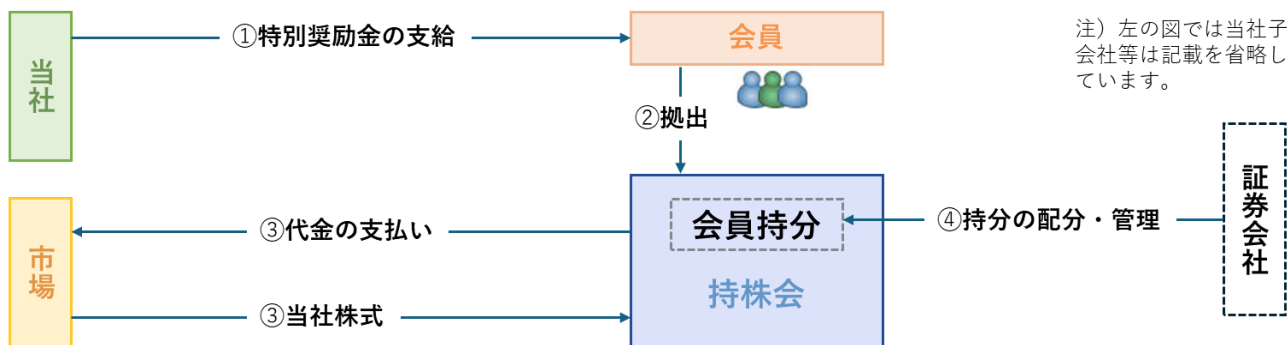
特別奨励金の支給と奨励金率の引き上げを実施

セコム株式会社（本社：東京都渋谷区、社長：吉田保幸、以下「当社」）および当社の一部の子会社（以下、当社および当該子会社のそれぞれを「当社グループ各社」）は、当社グループ従業員持株会（以下、「持株会」）の会員である当社グループ各社の従業員（以下、「会員」）に対して、会員一人当たり当社普通株式（以下、「当社株式」）10株を取得する機会を提供するための特別奨励金を支給するとともに、奨励金付与率の引き上げを行うこと（以下、併せて「本促進策」）を決定しました。

1. 特別奨励金の支給

(1) 支給の目的および内容

当社グループ各社は、それぞれの従業員が当社株式の保有を通じて資産形成することを支援するために、福利厚生の一環として、持株会向けの奨励金を支給しております。今般、当社グループ各社は、持株会の魅力をさらに向上させ、加入を促進することにより、当社グループ各社の従業員の福利厚生を一層充実させるために、支給条件を充たすすべての会員を対象として、会員一人当たり当社株式10株相当額の特別奨励金を支給します。



注）左の図では当社子会社等は記載を省略しています。

- ① 当社グループ各社は、会員であるそれぞれの従業員に特別奨励金を支給します。
- ② 会員は支給された特別奨励金を持株会に拠出します。
- ③ 持株会は会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、当社株式を市場から取得いたします。
- ④ 取得された当社株式は、持株会が持株事務を委託している証券会社を通じて、持株会内の会員持分として配分・管理されます。

※会員はその持分に相当する当社株式を個人名義の証券口座に任意に引出すことができます。

(2) 支給条件

特別奨励金は、会員に対し、2026年3月11日時点で会員（休会者および2026年2月末までに当社グループ各社を退職した会員を除きます。）であることを条件として支給されます。

2. 奨励金付与率の引き上げについて

2026 年 4 月より、持株会向けの奨励金付与率を従来の 5%から 10%に引き上げます。

3. その他

本促進策の実施に伴い、当社の執行役員その他の従業員ならびに当社の一部の子会社の取締役（社外取締役を除きます。）および執行役員その他の従業員を対象に当社普通株式を譲渡制限付株式として付与する福利厚生制度の今年度以降の実施については、現時点において予定しておりません。

本促進策の実施に伴う当社連結業績への影響は軽微であると見込んでおります。

【報道関係者の方からのお問い合わせ】

セコム株式会社 コーポレート広報部

TEL : 03-5775-8210 E-mail : press@secom.co.jp